

青森県報

第四千三百三十八号

平成二十九年
八月十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……一

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……二
- 出先機関……………
- 道路の位置の指定……………(下北地域) ……二
- 選挙管理委員会……………(県民局) ……二
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……二
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……三

公安委員会

- 機械警備業務管理者講習の実施……………(保安課) ……四

告 示

青森県告示第五百八十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
八戸市大字市川町字下大谷地二の五 ハイツ二の一 木田 茂美	市川区域 市川漁業協同組合の地区	小型定置漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
八戸市大字市川町字古館二三 木村 日出夫		

青森県告示第五百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年九月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道前坂藤崎線	南津軽郡藤崎町大字藤崎字真那板縁一二四の一から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬五三の三まで	平成二九・八・一八

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
気象観測装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十九年八月二日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社西衡器製作所
青森市新町二丁目六の二〇
- 六 落札金額
千九百三十二万二千二百円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされしていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十九年六月二十一日

出 先 機 関

下北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

下北地域県民局長 濱 谷 雅 人

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市大字田名部字山道ノ内南女館七の一二、七の五 一、七の五二	四五・八九メートル	八・〇一メートル	平成 二九・八・九
	二三・八二メートル	六・〇一メートル	
	二六・四一メートル	六・〇一メートル	

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	氏代表者	氏会計責任者	主たる事務所の所在地	年届月日
名政 佐々木孝昌後援会	氏代 表者 佐々木 孝昌	氏会 計責任者 佐藤 文則	主たる事務所の所在地 五所川原市字大町一の一	年届月日 平成 二九・七・三
頼政会	谷川 政人	鈴木 潤一	弘前市大字徳田町二九の三	二九・七・元

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	年届月日
自由民主党青森県 看護連盟支部 (須藤 明子)	代表者 須藤 明子	新	旧	年届月日 平成 二九・七・一

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	年届月日
青森県看護連盟 (須藤 明子)	代表者 須藤 明子	新	旧	年届月日 平成 二九・七・一
東通 風の会 (柿崎 陽一)	代表者 須藤 明子	新	旧	年届月日 平成 二九・七・三
東條昭彦後援会 (菊地 隆)	代表者 菊地 隆	新	旧	年届月日 平成 二九・七・七

青森県理学療法士 連盟 (氣仙 裕)	代表者 氣仙 裕	主たる事務所の所在地	年届月日
青森県税理士政治 連盟 (西村 晴夫)	代表者 西村 晴夫	下北郡東通村大字砂子又字里六	二九・七・二五
税理士による津島 淳後援会 (今 良暢)	代表者 今 良暢	青森市松原一丁目五の五	二九・七・二六
青森県税理士政治 連盟 (西村 晴夫)	代表者 西村 晴夫	青森市松原一丁目五の五	二九・七・二六

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期日
谷川 政人	青森県議会議員	頼政会	弘前市大字徳田町二九の三	平成 二九・七・二

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第十三条において準用する講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 実施期間及び実施時間
平成二十九年十月二日（月）から同月五日（木）までの午前九時から午後四時まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

四人（予定）

四 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十九年九月四日（月）から同月八日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

四の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

こととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

五 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

六 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

七 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭